

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業の在り方に関する視点  国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況  ・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	国民の共有財産である歴史資料として重要な公文書等の散逸、消滅を防止し、適切な保存をした上で、それらを継続的に後世に伝えるとともに一般国民の利用に供することを目的としている。
	・当該目的が既に達成されているのではないか（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。）。	国の機関から移管される歴史資料として重要な公文書等は、国民共通の財産であり、その体系的な保存を行い、国民の利用に供するとともに後世に伝えていくことが国立公文書館の永年の課題であり重要な責務でもあるので、今後も継続的に行っていく必要がある。
	・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。	実質的に極めて困難になっているような状況は生じていない。
	・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	歴史資料として重要な公文書等を体系的に保存し、国民の利用に供することの意義、及び情報公開法の施行に伴う文書保存区分の変更や国立公文書館の独立行政法人への移行により変更された文書移管の仕組みについて、関係省庁に必ずしも十分理解されていない傾向もみられることから、内閣府と国立公文書館が協力して、関係省庁への理解を求める努力を行っているところ。
	・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	国立公文書館法により、国立公文書館は中央の保存利用機関として立法・司法府を含めた国の機関の歴史公文書等を一括して取扱う機関として位置づけられている。また、諸外国の例を見ても、国立公文書館は中央の保存利用機関として、歴史資料として重要な公文書等を体系的に保存し、国民の利用に供する機関として位置づけられている。
	社会経済情勢の変化の状況  ・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	行政情報公開法、個人情報保護法等の動きにより、行政に対する国民意識の高まり、政府施策に対する行政の説明責任の高まりから歴史資料として重要な公文書等の保存・公開利用の要請が高まった。また、電子政府時代に対応した電子文書の作成が急速に進み、その保存・利用についての体制整備の必要性が高まった。 さらに、「e - Japan 重点計画2003」では、2005年までに、歴史公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずるとされており、それに対する取組みが緊急の課題である。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	・本事務・事業により、どのような効果があるか。	国民共通の財産である歴史資料として重要な公文書等を体系的に保存し、一般の利用に供し、後世に伝えていくことによって国家としての歴史的・文化的基盤が築かれる。
	・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	行政情報公開法では、現用の行政文書を公開し国民に対して知る権利及び国の説明責任を果たしている。国立公文書館の責務は、移管を受けた歴史公文書等を保存し一般の利用に供するということによって、現在の国民及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくという使命を担っていることでもあり、実施されない場合には、歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、現代及び将来の国民に対し利用に供する使命が果たせなくなる。
	・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	国立公文書館が所蔵する資料は、司法・立法を含む国の機関（以下「国の機関」という。）が作成し、現用文書として実際の業務に供されていた公文書等である。したがって、国立公文書館は公共の利益の上に立ち、歴史資料として重要な公文書等の保存という観点から、国の機関から適切に公文書等の移管を受けるとともに、公文書等の歴史的価値を評価し、不要なものは廃棄して、真に歴史資料として重要なものを保存する必要がある。特に、公文書等の移管、廃棄及び公開の決定に当たっては、国の機関と協議・調整が不可欠であり、内閣府と国立公文書館が一体となって、業務に当たる必要がある。
利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	国民一般が利用者であるが、グローバル化の進んだ現代にあっては、世界中の人々が利用者である。
	・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	国立公文書館の運営については、第3者機関である有識者会議を設置し、有識者の意見さらには、利用者及び展示会入場者からのアンケート調査やレファレンス等を通じて、ニーズを十分把握して利用者サービスの向上に反映させている。 また、利用者層の多様化に対応すべく、インターネットを活用した情報発信・サービス提供や国立公文書館が行う展示会の開催、貸出し、出版、テレビ番組への資料提供等により、国立公文書館の資料を直接・間接的に利用する機会を広げており、利用者は広範囲なものになっている。
	・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業を制度的独占により行いつつ必要性 のみ記入)	制度的独占の必要性（制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入）	
	・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	国民に対しより質の高いサービスの向上及び利用者層の多様化に対応すべく努めており、特定の利用者等に対し優遇措置を講ずるような規定は定めていなし、指摘のような状況にはない。
	・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	国立公文書館の業務の基礎をなす公文書館制度は、国の公文書等のライフサイクルの最終局面である非現用文書の保存、廃棄等に係る制度であり、我が国の現用文書を含めた公文書管理制度の一環をなすものである。このような公文書館制度の企画立案及び運用は公文書館法を所管する内閣府が担っているが、その実施業務は専門性を有する国立公文書館と一体となって行っているものである。 これにより、公文書等の散逸・消滅を防止し、国民の共通の財産として後世に伝えるという責務を果たすことができ、その結果、国の歴史資料として重要な公文書等を体系的に保存し、現代及び将来の国民に対し利用に供することが可能となる。
	・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	
	・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	
	・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・本独立行政法人の設立目的は何か。	公文書館法にのっとり、国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ること。
		・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	公文書館法及び国立公文書館法に基づき、中期目標及び中期計画が定められている。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	本事務は、上記目的のための歴史公文書等の受入・保存、利用、情報の収集、整理、提供、調査研究及び研修の実施であり、これらの事業を一体的に行うことにより効率的な事業運営を行うことができる。 国立公文書館業務とアジア歴史資料センター業務が一体となって行うことにより、事業の実施が効果的に行うことができる。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	
	現行の実施主体の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	当該独立行政法人の資産、資本等については、減価償却分を除けば大きな増減はない。
		・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	国民に対して提供するサービスの質の向上のために必要な経費は、国立公文書館の全体経費に占める割合が大きくなってきているものの、効率化等により財務状況にはほとんど影響を与えていない。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。</li> </ul>	<p>行政サービス実施コストの大幅な増減は生じていない。</p>
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。</li> </ul>	<p>国の機関の保管に係る公文書等の保存のための措置として、国の機関から移管を受ける主体は内閣総理大臣で、内閣総理大臣が移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管することとされている。また、閣議決定において「歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なもの」として、国立公文書館とは別に個別特定の分野の公文書等の保存利用機関として宮内庁書陵部、外務省外交史料館が移管先としても位置付けられているところである。</p> <p>また、国立公文書館は中央の保存・利用機関として、宮内庁書陵部、外務省外交史料館等の国の保存利用機関に対し、保存利用に関する専門的・技術的な助言や研修を実施している。</p> <p>国立公文書館と地方公共団体との関係は、国立公文書館法の定めるところにより「公文書館の運営に関し、技術上の指導及び助言を行うことができる」ことになっている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の分担関係には、どのような効果があるか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。</li> </ul>	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	・本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	本事務・事業は、歴史資料として重要な公文書等を国民共有の財産として後世に伝えるという国の責務を国自らが果たす役割を持っており、個人情報、国の安全情報等の観点からも他の主体及び民間が行うべき事務・事業ではない。
	・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	
状況	・本事務・事業を、なぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。	国立公文書館の業務の基礎をなす公文書館制度は、国の公文書等のライフサイクルの最終局面である非現用文書の保存、廃棄等に係る制度であり、我が国の現用文書を含めた公文書管理制度の一環をなすものである。このような公文書館制度の企画立案及び運用は公文書館法を所管する内閣府が担っているが、その実施業務は専門性を有する国立公文書館と一体となって行っているものである。 現用公文書の公開については、各府省等が責任を負う情報公開制度との関係からしても、非現用公文書の評価選別及び公開の判断を担う国立公文書館の運営は、各方面の信頼性の確保が極めて重要であり、厳格な守秘義務を課せられた公務員が担当する必要がある。
	・本事務・事業を、公務員以外の者が担当することとした場合、どのような問題が生じるか。	
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成	内閣府独立行政法人評価委員会（以下「内閣府評価委員会」という。）における評価の示された結果のとおりであり、期待された効率化、質の向上等が充分図られている。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
	・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	中期目標を踏まえた「中期計画」、「年度計画」及び年度計画を踏まえて策定した具体的な「業務執行計画」について、四半期毎にその執行計画の検証及び評価並びに達成度等を把握するため、館長は役員会、幹部会、及び連絡会議の各会議を開催し、館の計画的かつ効率的な運営を行い、トップマネジメントの機能が十分発揮されている。 なお、内閣府評価委員会では、「法人の長等の業務運営状況については、館長、理事とともに的確な業務運営を行っている」との評価を受けているところでもある。
	・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	平成13年度及び平成14年度の業務実績報告の総合評価において、「一部業務は既に中期目標を達成するなどの成果を挙げており、業務は順調に実施されている」との評価がなされたところである。今後もトップマネジメント機能を発揮し、中期目標の達成に向けさらなる業務運営の効率化、質の向上等を図ることとしている。
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	中期目標を踏まえた「中期計画」、「年度計画」及び年度計画を踏まえて策定した具体的な「業務執行計画」について、四半期毎にその執行状況の検証及び評価並びに達成度等を把握し、業務の計画的、効率的遂行に努めている。
	・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	「中期計画」、「年度計画」に基づき所蔵資料の保存に関する考え方を示す「保存対策方針」の策定、業務の効率化のための「業務マニュアル」、「マイクロ撮影マニュアル」、「修復技術マニュアル」等を作成し、業務に資することとしており、業務管理が適切に行われている。
	・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	本事業にかかる経費は、概ね現行中期計画の範囲内である。
	・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	運営費交付金の執行に当たっては、業務費、管理費、人件費の区分において適切に管理されている。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。</li> </ul>	<p>比較可能な団体等の財務内容が明確でないこと等により、現段階では回答が困難である。内閣府評価委員会では、「財務処理に関して新たに導入された独立行政法人会計基準に基づき適正に処理されている」との評価を受けている。</p>
能状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。</li> </ul>	<p>特に、新たな勘定区分を設定する必要は生じていない。</p>
受益者負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。</li> </ul>	<p>歴史資料として重要な公文書等は、いわば国民の共通の財産といえるものである。その利用に際しては、対価を徴収することは、その性格からなじまないと考える。</p> <p>ただし、歴史資料として重要な公文書等を営利目的とした復刻・複写については使用料の徴収及び複写を希望する者については、複写に要する実費を徴収している。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。</li> </ul>	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要とされていないか。</li> </ul>	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的な見直しを含む。）の経緯はどのようなになっているのか。</li> </ul>	<p>平成13年度から平成15年度までの、年度計画の策定に当たっては各年度の業務実績、内閣府評価委員会の評価及び指摘事項等を踏まえ、年度計画を定めているところである。</p> <p>特に、内閣府評価委員会において「我が国における国立公文書館の存在意義等やそれにふさわしい組織体制や業務のあり方等について、政府により更に検討が進められることを期待する」とされているところである。</p> <p>また、内閣府において、国立公文書館の充実・強化をはかるため「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」を設置し、公文書の移管制度のあり方、公文書のデジタル化の対応、地方公文書館との連携及び国立公文書館の体制整備等について、検討を行っているところである。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各見直しのねらいはどのようなになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。</li> </ul>		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等		
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。</li> </ul>	戦後50周年の「平和友好交流計画」の重要な柱の事業の一つとして、我が国とアジア近隣諸国等との歴史に関し国が保管する資料について、インターネットを通じて国民一般及び関係諸国民の利用に供し、併せてこれら諸国との相互理解の促進に資すること。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該目的が既に達成されているのではないか（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。）</li> </ul>	センターでは発足以来データベース構築計画を策定し、平成23年度までに約2,850万画像を整備する計画である。センターの事業は順調に推移しており、設立後1年10か月が経過したところであるが、計画数の15%程度の資料整備が済み、インターネットで提供している状況である。今後計画に基づき質、量ともに充実したデータベースを構築し、世界に発信していくことが、諸外国との相互理解の促進に不可欠である。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。</li> </ul>	現状における資料提供数については上記で記述したとおりであり、センター開設後日が浅いにも関わらず、国内外におけるセンターの活動等への評価が非常に高まってきており、提供資料の拡大や質の向上などさらなる充実を求められている状態である。事業を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当初の目標は達成することが可能である。アジア近隣諸国との相互理解に役立つためにも一日も早いデータベースの構築が必要となっている。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。</li> </ul>	インターネットで大量の公文書の原本を画像提供するという他に類を見ない事業であり、設問にあるような状況は生じていない	
	社会経済情勢の変化の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。</li> </ul>	アジア諸国、とりわけ中国、韓国との間で歴史認識の問題は大きな問題として引続き存在し、時には、大きな外交問題に発展する状況にある。政府としてその解決への努力が求められている中、センターのインターネットを通じて提供される資料（当時の公文書の原本）により歴史認識の問題につき客観的議論が可能となり、アジア近隣諸国等との友好関係構築に役立つものである。	
	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業により、どのような効果があるか。</li> </ul>	過去の公文書に基づいた歴史認識の問題についての議論を通じ、アジア近隣諸国等との未来志向をもった関係が構築できる。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。</li> </ul>	政府の過去の歴史に対する説明責任の道が閉ざされることになり、アジア近隣諸国等との友好交流を進めようとしている政府の姿勢が問われることとなる。	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
況	利用者	・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。
	顧客	・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。
	受益者等のニーズ	・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズに沿ったものとなっているか。
	実態上の範囲等の状況	・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。
		・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。
行つ必要性	事務及び事業を制度的独占により行つての必要性（制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入）	・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。
		本事業は、戦後50周年の「平和友好交流計画」の重要な柱の事業の一つとして、我が国とアジア近隣諸国等との歴史に関し国が保管する資料について、インターネットを通じて国民一般及び関係諸国民の利用に供し、併せてこれら諸国との相互理解の促進に資するものである。 センターが提供する資料は公文書であり、国が関与した機関が独占して行うことにより、過去の歴史に関する国の説明責任に対する姿勢を示すこととなり、資料の信憑性、中立性、公正性が担保された状況で行うことが肝要である。仮に民間ベースで行う場合、扱っている資料が公文書であるためその信憑性等が担保されるか疑問が生じる。また、情報提供の有料化等の問題も生じ、資料が広く活用されない可能性も出でくるため、センターの目的が達成されない。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目			独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
		・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	
		・本事務・事業を、ほかの主体で行われたい場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	
		・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・本独立行政法人の設立目的は何か。	公文書館法にのっとり、国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ること。
		・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	歴史資料としての重要な公文書等のうち、アジア歴史資料(近現代の日本とアジア近隣諸国等との関係に関する公文書)を最新のIT技術を用い全世界に広く提供することにより、国立公文書館の設立目的のうち特に一般利用者の利用に資する事業の実施に大きく貢献している。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	国立公文書館の事業の目的は歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用を図ることであり、本センターの事業は利用を図る部分を最新のIT技術を駆使して、全世界に提供するものであり、国立公文書館の事業と一体化している。このことにより、国立公文書館が中心となって行っている我が国公文書の保存・利用に関する情報の世界に対する提供、発信事業の一翼を担っている。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。</li> </ul>	<p>国立公文書館とセンターの事業運営は一体化しており、さらに国立公文書館は原資料の提供元にもなっている。もし一体的に行われない場合、相互連携及び協力体制がとれず、データベースの迅速な構築に支障を来すとともに、管理部門の二重化など、非効率的な事業運営となる。</p>
現行の実施主体の財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。</li> </ul>	<p>当該独立行政法人の資産、資本等については、減価償却分を除けば大きな増減はない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。</li> </ul>	<p>データベース構築のスピードアップ、質の向上などを求める声は強く、今後このようなニーズに応えていくためには、国立公文書館の全体経費に占める割合は大きくなっていくものの、効率化等により財務状況にはほとんど影響を与えない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。</li> </ul>	<p>現在のところ大幅な増大や減少はしていない。</p>
担関係 関連する事務及び事業の実施主体との分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。</li> </ul>	<p>内閣府の協力を得て内閣官房がアジア歴史資料整備事業の基本方針の策定、基本的事項の企画・立案及び総合調整を行い、独立行政法人（センター）が事業を実施している。なお、アジア歴史資料整備事業の企画・立案及び総合調整を円滑に行うため関係省庁の職員によるアジア歴史資料整備事業連絡調整会議が内閣に設置されている。また、資料の原本を有する国立公文書館、防衛庁防衛研究所図書館、外務省外交史料館において原本のデジタル化を行い、センターが目録情報を付与しデータベース化するという体制で実施している。このような体制を通じて、歴史的公文書の整備と世界に対する発信といった事業を行うことが可能となっている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。</li> </ul>	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
	・現行の分担関係には、どのような効果があるか。	
	・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	
現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	・本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	本事業は国が関与することにより、事業の信頼性を確保しつつ実施することができるものであり、他の主体及び民間が行うべき事務・事業ではない。
	・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	
	・本事務・事業を、なぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。	本事業は歴史公文書のうちアジア歴史資料の公開であり、その公的な性格からして内外の信頼性の確保からも公務員が担う必要がある。
	・本事務・事業を、公務員以外の者が担当することとした場合、どのような問題が生じるか。	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	<p>・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。</p> <p>本事業は、歴史的公文書を最新のIT技術を駆使し、インターネットを通じて資料を世界へ発信しているが、センターホームページへのアクセス数の増加にみられる様に利用者からの評価、支持も得てきており、その旨は内閣府独立行政法人評価委員会においても指摘されてきているところである。</p>
	効率化、質の向上等の達成状況	<p>・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。</p> <p>中期目標の達成に向け独立行政法人のトップマネジメントが十分発揮されている。内閣府独立行政法人評価委員会(以下「内閣府評価委員会」という。)の評価においてもその旨高い評価を得ている。</p>
	効率化、質の向上等の達成状況	<p>・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。</p> <p>内閣府評価委員会の評価にもあるように、トップマネジメントが十分発揮されたことにより成果が期待されているところであり、設問のような状況はない。</p>
	効率化、質の向上等に係る指標等の動向	<p>・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。</p> <p>中期目標、中期計画に基づき年度毎の年度計画を作成し、それに基づく事業の進捗状況のチェックなどを行っている。その際、データベースの達成状況、広報活動の実施状況、利用者の利便性向上の調査実施等の指標を用いている。</p>
	効率化、質の向上等に係る指標等の動向	<p>・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。</p> <p>年度計画を作成するに際し、内閣府評価委員会等の指摘事項なども考慮に入れ、より事業の運営が効率的かつ効果的に実施できるよう指標を前年度より高めて作成している。</p>
	効率化、質の向上等に係る指標等の動向	<p>・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。</p> <p>本事業にかかる経費は、概ね現行中期計画の範囲内である。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。</li> </ul>	<p>運営費交付金の執行に当たっては、事業費、管理費、人件費の区分において適切に管理されている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。</li> </ul>	<p>本事業は歴史的公文書を最新のIT技術を駆使してインターネットで原本を提供するという世界的にも他に類を見ない先駆的なものであり、他と比べる事業がないのが現状であり、現段階では回答が困難である。内閣府評価委員会では、「財務処理に関して新たに導入された独立行政法人会計基準に基づき適正に処理されている」との評価を受けている。</p>	
能 状 況	勘定区分の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。</li> </ul>	<p>特段に、新たな勘定区分を設定する必要性は生じていない。</p>
在 り 方	受益者負担の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。</li> </ul>	<p>インターネットで公開の対象は、国の公文書であり、一般の利用者の利用促進のため対価は徴収していない。ただ、受益者一部負担という観点では、センター閲覧室におけるコピー料金は利用者負担としている。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。</li> </ul>	徴収していない	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要とされていないか。</li> </ul>	世界的にも公文書の公開は無料で提供しているのが、現状である。利用者から対価をとることについては、世界の動きを見定めながら慎重に検討されるべき事項であると考えている。	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的な見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。</li> </ul>	平成13年度から平成15年度までの年度計画の策定に当たっては各年度の業務業績、内閣府評価委員会の評価及び指摘事項等を踏まえて定めているところである。また、データベースの構築の迅速化や質の向上については諮問委員会やデータ検証委員会などの有識者や利用者の声に耳を傾けながら常に実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。</li> </ul>	利用者サービスの向上であり、データベースの質の向上によりアクセスが増加し資料の検索の精度が上がるなど外部から評価を受けている。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。</li> </ul>	低下しないよう効果的な事業の実施につとめている。	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等（作成単位：アジア歴史資料センター関係）

項 目		独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。</li> </ul>	<p>利用者の声、ニーズをよりよく反映したデータベースの構築を常に考慮している。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。</li> </ul>	<p>センターホームページへのアクセス数が増加している。（当初(H13.12) 2 2 0件/日 現在(H15.9) 8 5 0件/日）</p>